

第34回定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項記載書面に 記載しない事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025年1月1日～2025年12月31日)

株式会社 JMC

第34回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役は、JMC行動指針・コンプライアンス規程を通じて、当社における企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを、自ら率先垂範し、従業員へ周知徹底させる。
 - ロ 取締役及び使用人は、取締役会が定めた、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等による役割と職務範囲に従い、当社の職務を執行する。
 - ハ 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定する。
 - ニ コンプライアンス推進責任者を代表取締役社長とし、推進委員長を人事総務担当部門管掌取締役とする。

代表取締役社長及び人事総務担当部門管掌取締役は、財務報告の信頼性と各グループ及び各室の業務執行の適切性を確保するために、内部統制システムの構築、運用及び改善を図るものとする。
 - ホ 各グループ及び各室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ヘ 監査役は、当社のコンプライアンス状況及び内部統制システムを監視し、問題があると認めるときは、代表取締役社長及び人事総務担当部門管掌取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - ト 監査役は、監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部

統制の整備・運用状況を監査する。

チ 内部監査室は内部監査を計画し、各グループ及び各室の業務を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

リ 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報制度規程に基づき、速やかに社外の内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

ヌ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

ロ 取締役及び監査役は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理規程に基づき、経営会議で議論し、当社全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

ロ 取締役会は、経営会議において特定されたリスクへの対応やその他必要な施策を実施する。

ハ 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする「リスク対策会議」を設置し、総括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ロ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - ハ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則月1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行い、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ニ 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各グループ及び各室へ目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役は、監査役の補助使用人を、監査役会と協議のうえ、人選し配置できるものとする。
 - ロ 監査役の補助使用人は、取締役等の指揮命令は受けないものとする。
 - ハ 監査役の補助使用人の人事評価については、監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ニ 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、監査役に直ちに報告するものとする。内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通報があった場合、内部監査室長は、速やかに調査報告書の写しを監査役に交付する。
- ⑥ 上記⑤の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、取締役はこれを周知徹底させる。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議に出席する。

また、決裁申請書等、業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ 監査役は、定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

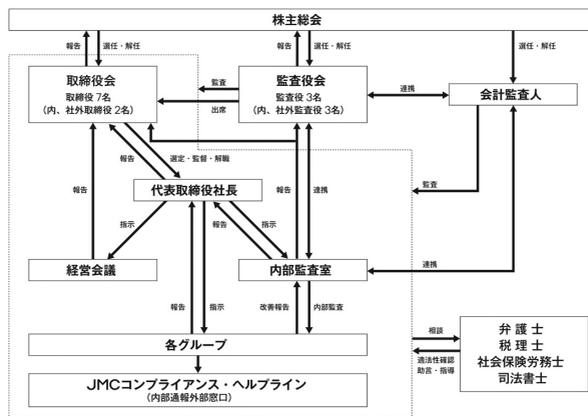
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長、企業価値の向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

②企業統治の体制

a. コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、概ね以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社の取締役会は取締役7名（男性7名）で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名（男性3名）で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制をとっております。

ハ 経営会議

当社は、取締役が指名する従業員をもって構成される経営会議を設置しており、原則月1回開催しております。なお、非常勤取締役も出席し意見を述べることができます。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から)
(2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	817,533	804,533	-	804,533	1,894	1,308,137	1,310,031	△30,358	2,901,740	2,901,740
当期変動額										
新株の発行	200	200		200					400	400
当期純損失						△1,263,645	△1,263,645		△1,263,645	△1,263,645
自己株式の処分			122	122				8,838	8,960	8,960
当期変動額合計	200	200	122	322	-	△1,263,645	△1,263,645	8,838	△1,254,284	△1,254,284
当期末残高	817,733	804,733	122	804,855	1,894	44,491	46,385	△21,520	1,647,455	1,647,455

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- | | |
|---------------|--|
| ・ 商品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 製品、原材料及び貯蔵品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・ 仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～38年
構築物	7年～50年
機械及び装置	2年～12年
車両運搬具	2年～5年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・ 借地権 定額法（償却期間29年）を採用しております。
- ・ 特許権 定額法（償却期間8年）を採用しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、3Dプリンター事業及び鋳造事業における製品の製造・販売、CT事業における検査・測定サービスの提供を主たる事業としております。

製品の販売は、主として顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

検査・測定サービスの提供は、顧客に検査・測定結果が引渡された時点で顧客が当該サービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点で収益を認識しております。

また、3Dプリンター事業及びCT事業における顧客への財又はサービスの提供において、当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

貸借対照表に計上されている有形固定資産及び無形固定資産、並びに損益計算書に計上されている当該資産の減損損失は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	2,953,971千円	1,397,560千円
減損損失	－千円	1,319,409千円

(注) 有形固定資産及び無形固定資産及び減損損失は、鑄造事業に係る金額を記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、固定資産は規則的に減価償却されますが、固定資産が減損している可能性を示す兆候がある場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識されます。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

当該判定及び減損損失の測定に用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の市場動向や鑄造事業の売上及び営業損益の実績を基礎とした事業計画を前提としております。また、正味売却価額は外部の専門家が算定した鑑定評価額等を基礎として算定しております。

将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により、事業計画の見直しが必要となった場合や、将来の不動産市況等の動向によって正味売却価額の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,028,251千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び財務基盤の安定を図るため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントラインの総額	950,000千円
借入実行残高	50,000千円
	<hr/>
	900,000千円

(3) 財務制限条項

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行とコミットメントライン契約を締結しております。同契約（契約総額300,000千円、当事業年度末の借入実行残高50,000千円）には、以下の財務制限条項が付されております。当事業年度において財務制限条項の一部に抵触することとなりましたが、同金融機関との協議を通じて期限の利益の喪失に係る権利行使をしないことについての同意を得ております。

- ① 各事業年度末日における貸借対照表における純資産の部の金額を2024年12月期の純資産の部の合計金額（2,901,740千円）の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における損益計算書に記載される経常利益を2期連続して損失としないこと。

また、飯田信用金庫との金銭消費貸借契約（1年以内返済予定の長期借入金10,008千円及び長期借入金34,948千円）には以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の合計金額を2018年12月期の純資産の部の金額（2,063,829千円）の75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期の末日における損益計算書における営業損益について、損失を計上しないこと。

5. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社は鑄造事業セグメントにおいて以下の減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
長野県飯田市	工場 (鑄造事業)	建物	654,588
		機械及び装置	153,558
		土地	116,229
		構築物	80,514
		建設仮勘定	34,524
		有形リース資産	21,998
		工具、器具及び備品	8,819
		借地権	1,264
		ソフトウエア	1,138
		その他	1,054
静岡県浜松市	工場 (鑄造事業)	建物	176,774
		土地	37,761
		構築物	18,825
		機械及び装置	3,784
		工具、器具及び備品	3,231
		ソフトウエア	2,632
		建設仮勘定	1,637
		有形リース資産	1,071
合 計			1,319,409

当社は、報告セグメントの区分に基づく資産のグルーピングを行っております。

鑄造事業セグメントにおいては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、短期的な回復が見込めないことから、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (1,319,409千円) として特別損失に計上いたしました。

なお、鑄造事業セグメントの回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、正味売却価額については、不動産鑑定評価等に基づいております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,597,700株	800株	－株	5,598,500株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加800株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	63,200株	－株	18,400株	44,800株

(注) 自己株式の数の減少18,400株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

7. リース取引に係る注記

ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、製造設備（「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」）であります。

② 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としており、資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達（主に長期）を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、財務経理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 長期借入金（注1）	612,946千円	599,460千円	△13,485千円
② リース債務（注2）	86,241	83,310	△2,930

（注1）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注2）1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

（注3）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注4）「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注5) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は下記のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
出資金	10

(注6) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	425,004	—	—	—
受取手形	450	—	—	—
電子記録債権	113,315	—	—	—
売掛金	499,793	—	—	—

(注7) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	326,012	226,012	45,990	10,008	4,924	—
リース債務	44,198	24,264	15,633	2,145	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	599,460	—	599,460
リース債務	—	83,310	—	83,310

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,010千円
製品保証引当金	266千円
株式報酬費用	6,082千円
棚卸資産評価損	11,491千円
資産除去債務	28,235千円
減価償却超過額	505千円
減損損失	397,976千円
一括償却資産	296千円
その他	1,088千円
繰延税金資産小計	<u>449,953千円</u>
評価性引当額	<u>△449,953千円</u>
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	<u>△8,220千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△8,220千円</u>
繰延税金負債の純額	△8,220千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.31%から31.20%に変更し計算しております。

なお、この税率変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			
	3Dプリンター 事業	鑄造事業	C T 事業	計
製品及び商品	759,288	2,083,683	29,408	2,872,380
その他・サービス	5,194	—	345,455	350,649
顧客との契約から 生じる収益	764,482	2,083,683	374,864	3,223,030
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	764,482	2,083,683	374,864	3,223,030

(注) その他・サービスには、C T スキャン、装置等の保守及び修理といった検査・測定サービスが含まれております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品やサービスの引渡し前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に独立掲記しております。

① 契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	661,268千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	613,559千円
契約負債 (期首残高)	11,206千円
契約負債 (期末残高)	31,732千円

当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、11,206千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 296円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 227円76銭 |

(注) 1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、算出しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。